

平成 2 9 年 1 2 月 2 2 日

平成 2 9 年第 4 回 岬町 議会 定例会

第 3 日 会議録

平成29年第4回（12月）岬町議会定例会第3日会議録

○平成29年12月22日（金）午前10時45分開議

○場 所 岬町議会議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番 坂原正勝	2番 辻下正純	3番 和田勝弘
5番 道工晴久	6番 松尾匡	7番 反保多喜男
8番 田島乾正	9番 奥野学	10番 出口実
11番 竹原伸晃	12番 小川日出夫	13番 中原晶

欠席議員 0名

欠 員 0名

傍 聴 4名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代 堯	教育次長 竹下雅樹
副町長 中口守可	水道事業理事 鵜久森 敦
副町長 松田康博	総務部理事兼 財政改革部理事兼 まちづくり戦略室理事
教育長 笠間光弘	しあわせ創造部 理 事 波戸元雅一
まちづくり戦略室長 兼町長公室長 兼政策推進担当課長	都市整備部理事 家永 淳
総務部長 西 啓介	都市整備部理事 早野清隆
財政改革部長 四至本直秀	危機管理監 兼危機管理担当課長
しあわせ創造部長 古橋重和	まちづくり戦略室 人事担当課長 川端慎也
都市整備部長 木下研一	廣田尚司

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 岸本保裕 議会事務局係員 池田雄哉

○会 期

平成29年12月1日から12月22日（22日）

○会議録署名議員

11番 竹原伸晃 12番 小川日出夫

議事日程

日程第1		三常任委員長報告
日程第2	議案第79号	平成29年度岬町一般会計補正予算（第6次）の件
日程第3	議案第80号	平成29年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第3次）の件
日程第4	議案第81号	平成29年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第3次）の件
日程第5	議案第82号	平成29年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3次）の件
日程第6	議案第83号	平成29年度岬町水道事業会計補正予算（第3次）の件
日程第7	議案第84号	岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件
日程第8	議案第85号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件
日程第9	議案第86号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件
日程第10	議案第87号	職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する件
日程第11	議員提出議案第5号	道路整備の推進に必要な財源の総額確保を求める意見書
日程第12	議員提出議案第6号	大阪広域水道企業団の議員定数等に関する意見書

(午前10時45分 開会)

○道工晴久議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成29年第4回岬町議会定例会3日目を開会いたします。

ただいまの時刻は、午前10時45分です。

本日の出席議員は12名、全員でございます。

出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立をいたしました。

本定例会には町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより、本日の会議を開きます。

○道工晴久議長 日程第1、三常任委員長報告を議題とします。

12月5日の本会議において、事業、厚生、総務文教の各常任委員会に付託いたしました議案について、各常任委員会で慎重に内容の審査をしていただきました結果を、三常任委員長から報告を求めます。

初めに、事業委員長の報告を求めます。事業委員長、反保多喜男君。

○反保事業委員会委員長 ただいま議長の許可を得ましたので、事業委員会委員長報告をいたします。

12月5日の本会議において、本委員会に付託されました5件の案件については、12月7日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

なお、質疑応答等の詳細な内容につきましては、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

議案第66号、平成29年度岬町一般会計補正予算（第5次）の件のうち、本委員会に付託されました案件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第68号、平成29年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第2次）の件につきましては、委員会記録のとおり、質疑・討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第71号、平成29年度岬町水道事業会計補正予算（第2次）の件につきましては、委員会記録のとおり、質疑・討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第76号、岬町営住宅条例の一部を改正する件につきましては、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第77号、岬町海釣り公園の指定管理者の指定の件につきましては、委員会記録のとおり、質疑応答があり、反対・賛成討論があり、挙手多数で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託されました5議案につきまして、私の委員長報告を終わります。

○道工晴久議長 事業委員長の報告が終わりました。

ただいまの事業委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ございませんか。竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 事業委員会、活発な議論を傍聴させていただいた中で、一つだけ気になった点がございますので質問をさせていただきます。

この事業委員会の議事録にもあるように、最初の補正予算、議案第66号、平成29年度岬町一般会計補正予算に関して、PFI事業者にアスベスト除去工事を任せるんだといった議論の中、予算でいいますと1億3,708万円の金額が、かなり大きな金額が出ている中、各委員からその必要性について並びにやり方について質疑がされてたと思います。

その中で、私が委員であれば一つ聞いてみたかったことがありまして、というのは、実際にあと6棟残ってる建物を除去すると、その手前でアスベストの除去工事をしなければならない国の通達があると。

その足場を共通にしてするので安くつくのという説明だったんで、実際の現場で除去する建物に足場を組んで飛散防止のネットも張って、実際に工事をされる中、アスベストを取る工事が終わったら、またすぐに解体工事が始まると思うんです。

その間に、点検作業というんですか、これは予算が執行されたなという点検作業がきちんとされるのかどうか、また、どのような作業をしているのか、私なり住民の皆さんが気になる点でございますので見にいってもいいものかどうか、そういうようなやっぱり予算をつける限り、大きな額ですので、点検作業というのが必要だと思うんですが、その点、現場の担当課としてはどのように対応されるのかだけ、1点のみ答弁をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

このアスベストにつきましては、委員会でもご説明させていただいたように、環境省のほうから5月30日付でアスベストの対策をなさいということで、本PFI事業の各既存住棟と集会所、共同浴場等調査しますと、基準値を上回るアスベストがあるということで、撤去するに当たって今回、補正をさせていただいた状況でございます。先ほど、ご質問にもありましたように、やはり、飛散を防止する上からといいますと、工法はもちろんのことでございますけれども、やはり、しっかりと取れているかどうかという点検作業を必ず行った後、解体撤去を行わないといけないということになりますので、段階を踏んで撤去状況を確認し、

それが的確にアスベストの撤去がなされておれば躯体の解体のほうへ進んでいただくよう本町としましても点検作業を実施してまいりたいと考えてございます。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 明快な答弁、ありがとうございます。

この大きな事業でございますので、また町営住宅の近隣の方々に対してもそういうようにPRできるのかなど、このように思いますので、理解いたしました。ありがとうございます。

○道工晴久議長 他に質疑ございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 ちょっと議会運営上のことで、一応、今は委員長に対する報告でありますから、せめて委員長に一言おっしゃっていただいて、委員長からの指示に基づいて担当職員が説明員として説明をすると。担当職員が説明をするという柔軟な対応を図っていただいていることは悪いとは言わないんです。ただ、委員長報告に対する質疑ですので、せめて一言、やはり委員長から一言お言葉をいただいて、その上で委員長からの指示に基づいて答えをするという原則は踏み外すべきではないかと思っておりますので、以後、そのようにお願いしていただきたいと思っております。

○道工晴久議長 わかりました。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで質疑を終わります。

次に、厚生委員長の報告を求めます。厚生委員長、出口 実君。

○出口厚生委員会委員長 議長の許可を得ましたので、厚生委員会委員長報告をいたします。

12月5日の本会議において、本委員会に付託されました6件の案件については、12月8日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告をいたします。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、議員の皆様方に委員会記録をお配りしておりますので、よろしく願い申し上げます。

議案第66号、平成29年度岬町一般会計補正予算(第5次)の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第67号、平成29年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)の件については、委員会記録のとおり、質疑・討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第69号、平成29年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2次)

の件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第72号、岬町手話言語条例を制定する件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第74号、岬町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第75号、福祉医療費助成制度の再構築に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、挙手多数で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された6議案について、私の委員長報告を終わります。

ありがとうございます。

○道工晴久議長 厚生委員長の報告が終わりました。

ただいまの厚生委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、総務文教委員長の報告を求めます。総務文教委員長、小川日出夫君。

○小川総務文教委員会委員長 議長の許可を得ましたので、総務文教委員会委員長報告をします。

12月5日の本会議において、本委員会に付託されました4件の案件については、12月12日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願ひします。

議案第66号、平成29年度岬町一般会計補正予算(第5次)の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第70号、平成29年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第3次)の件については、委員会記録のとおり、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第73号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する件について

は、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論なく、満場一致で可決されました。

議案第78号、岬町立アップル館の指定管理者の指定の件については、委員会記録のとおり、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された4議案について、私の委員長報告を終わります。

○道工晴久議長 総務文教委員長の報告が終わりました。

ただいまの総務文教委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、三常任委員長の報告が終わりました。

ただいまから議案第66号「平成29年度岬町一般会計補正予算(第5次)の件」について討論を行います。

討論ございませんか。中原 晶君。賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 賛成です。

○道工晴久議長 反対の方、ございませんか。中原君、どうぞ。

○中原 晶議員 議案第66号、平成29年度岬町一般会計補正予算(第5次)の件について、賛同する立場から意見を申し述べたいと思います。

今回の補正予算につきましては、台風21号への被害等の対応で一般職の超過勤務が委員会で確認させていただいたところ、合計8名、510時間を超えるとのことでありました。

平均しますと、1人64時間近い超過勤務となっております、大変苦勞されたところであると思います。

この予算措置については当然のことでございますが、管理職については一般職以上の勤務をされていたことと予想されますが、条例に規定をされている管理職特別手当については、今回の予算に計上されていないところから見ても支給されていないものと認められるところであります。

忠岡町以南の市や町で管理職員特別手当が支給されていないのは岬町だけでありまして、条例にも明記されている手当であり、当然支給されるべきものであることをこの場をお借りして改めて申し上げておきたいと思っております。

この点につきましては、町長もよくおわかりのことと思っておりますから、今後、条例に基づく厳正な運用を求めて賛同したいと思います。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。

ないようですので、これで討論を終わります。

これより、議案第66号を起立により採決します。

本件について、各委員長の報告は、原案可決であります。

各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第67号「平成29年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）の件」について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第67号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第68号「平成29年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第2次）の件」について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第68号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第69号「平成29年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2次）の件」について、討論を行います。

討論ございませんか。中原 晶君。反対ですか、賛成ですか。

○中原 晶議員 賛成です。

○道工晴久議長 反対の方ございませんか。中原 晶君、どうぞ。

○中原 晶議員 議案第69号、平成29年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2次）の件について、要望を申し上げて賛同する立場で討論に参加したいと思います。

厚生委員会の場合でもさまざまお聞きしたところではありますが、本件につきましては、2018年度からの介護保険法改正に対応するための予算の計上であるということも確認させていただきました。

今回の法改正につきましては、2015年の改正において一定所得のある利用者への2割の利用料負担に続いて3割負担を押しつけるものであり、要介護者と家族の苦しみに追い打ちをかけるものとなっております。

行政サービスの名で持ち込まれる制度改正については、高齢の障がい者に介護保険の利用を優先させるものであり、本来であれば障がい者には障害にふさわしい独自サービスを確保、提供するべきであり、介護事業所に担わせるものではないと考える立場であります。

しかしながら、委員会でも確認させていただいたとおり、現時点では介護報酬の改定等について不透明な部分があり、この場におきましては安倍政権が進める高齢者や障がい者への攻撃から最も身近な自治体である岬町が利用者とその家族を守る立場で運用上の尽力をされることを求めて賛同したいと思います。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。

ないようですので、これで討論を終わります。

これより、議案第69号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第70号「平成29年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第3次）の件」について、討論を行います。

討論ございませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第70号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第71号「平成29年度岬町水道事業会計補正予算(第2次)の件」について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第71号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第72号「岬町手話言語条例を制定する件」について、討論を行います。

討論ございませんか。中原 晶君。賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 賛成です。

○道工晴久議長 反対の方ございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 厚生委員会の場合でもお聞きしましたが、議案第72号、岬町手話言語条例を制定する件について賛同する立場から討論に参加いたします。

厚生委員会でも質問をし、確認をさせていただきましたが、第7条において施策の基本方針の策定と明記されておりまして、その策定については当事者団体等の意見も聞きながら進めるということを確認させていただきました。

条例の目的が達成されるよう、岬町としても尽力することを求めて賛同したいと思います。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。

ないようですので、これで討論を終わります。

これより、議案第72号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第72号は原案のとおり可決されま

した。

続いて、議案第73号「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

討論ございませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第73号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第74号「岬町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、議案第74号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第75号「福祉医療費助成制度の再構築に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

討論ございませんか。中原 晶君。反対ですか、賛成ですか。

○中原 晶議員 反対です。

○道工晴久議長 どうぞ。

○中原 晶議員 議案第75号、福祉医療費助成制度の再構築に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する件について、反対する立場から討論を行います。

本件につきましては、本年9月議会での福祉医療助成制度、これは大阪府が行っているものでありますが、この制度の精神疾患による入院の方に対する規定のさらなる明確化を行うということでございました。

この整備によりまして、対象者が拡大をされ、助成を受けられなくなる方が増加することは明白であり、患者負担を増やすことになるため、反対するものであります。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで討論を終わります。

これより、議案第75号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○道工晴久議長 起立多数であります。よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第76号「岬町営住宅条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

討論ございませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第76号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第77号「岬町海釣り公園の指定管理者の指定の件」について、討論を行います。

討論ございませんか。中原 晶君。賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 反対の立場であります。

○道工晴久議長 どうぞ。

○中原 晶議員 議案第77号、岬町海釣り公園の指定管理者の指定の件について、反対する立場で討論を行います。

事業委員会で今回、初めて貸借対照表をご配付いただきました。このことにより、事業運営上の財政の一端を知ることができましたが、資料によりますと、長期借入金に着実に減らしつつ、繰越利益剰余金は年々増加していることから、健全な財政運営を行っていることが確認されたところであります。

にもかかわらず、本年度、昨年度と年額100万円とは言え、運営円滑化補助金を支出し、さらに来年度以降はこの補助金をなくすことと引きかえに、町に納付する利用料金の10%

を7%に引き下げる計画であることが示されたところであります。

さらに、来年度から現在7名の役員を8名に増やす計画も示されており、町への納付金の引き下げの根拠が認められないと考える立場であり反対するものであります。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。賛成の方。竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 賛成の立場で討論に加わらせていただこうと思います。

この事業委員会でもしっかりと議論をしていただいている中、その争点といいますと、海域の漁業権がどうだ、どこにあるのかとか、公募を行わない方法についてどうだとか、認定審査会の中、また、財政運営の話というのが傍聴なり議事録を見させていただいて判断させてもらう中、やっぱり、ここは現場を見なくては話にならないということで、しょっちゅう私もとっとパークには行かせていただいております、過日も10周年を迎えるに当たり、みんなと一緒に式典に参加させていただいたメンバーですけども、このとっとパークという施設は、地域振興のために多奈川の小島という自治区の皆さんがこぞって一生懸命盛り上げているといった中、中心となる管理者、社長さんも精力的に地元の雇用対策、また地元の活性化について、何よりも取り組んでおられる。

同じ、私も民間企業の社長をしておりますけども、これだけ努力できるものなのかと感心するところでございます。

やはり、企業を運営していこうとすると、一番大切なのはお金をどうやって回していこうかといった中、利用料の収入というのは毎日入ってくる場所、やはり、支払いというものも毎日出ていくものもありますし、がさっと税金を納めたり、また町に納付したりする中、流動しているお金というものもたくさんある中、税理士さんを雇ったり、いろいろな努力をされているわけです。その苦勞も目に見えるところでございます。

また、過日、私の所属している党のみんなと現場の視察に行かせていただきました。すると、やはり一番目についたことは、ここに来ているお客さんの顔ですよ、みんなうれしそうに魚釣りを楽しんでいる。私は普通に当然だと思っていたんですけども、そうじゃなしに、一緒に来ているメンバーにしたら、すごく新鮮だったらしくて、こんなに魚釣りを楽しめる施設が日本全国にそんなにたくさんないぞという話でした。

実際に、日本全国のところから岬町を視察する議員団なり行政のものが岬町を視察するとなったら、見に来ているのはほぼ100%とっとパークを見に来てもらって勉強して帰っていただいている。その中、岬町の誇るべき施設であるといったことはもう間違いない。もっと盛り上げて岬町の顔として頑張っていただきたい、こういう気持ちがございます。

そんな中、5年間の指定管理の方針だといったことで、公募によるよらないというのはあるんですけども、実際に、中で仕事をしている気持ちになると、こんな今まで投資してき

たものもあれば、地元との兼ね合いというのをやっぱり一番円滑にまとめていけるのはこの事業者しかないなどというようにも見させていただいておりますし、とにかく前例がないというんですか、日本全国で見てもこんな300メートル突き出した釣り桟橋なんてほかにないんです。そこを一から立ち上げて10年やっていただいて、その次やってもらうに、議会のほうとしても一致団結して応援していかなあかんのじゃないかというところでございます。

各議員においてはいろいろ立場があると思いますけども、賛成していただきたいと、このように思って私の賛成討論とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○道工晴久議長 次、田島乾正君。反対ですか、賛成ですか。

○田島乾正議員 反対です。

諸手を挙げて反対じゃないんですよ。

初日の大綱的質疑でも、この釣り公園の指定管理者の候補の選定経過についても、私、質問したわけですね。

そして、現在、役員さん何名いるのかと、その部分も質問させていただきました。

るいろいろ説明求めて委員会付託にされたわけですね。

委員会では、私、傍聴できませんでしたんやけども、委員会ではどのように事業委員会で委員さんが議論しているのかと、そういう背景は知ってたわけですね。

その中で、先ほどの委員長報告の中で48ページある中で、23ページにわたり釣り公園の指定管理者の議論、2名の委員がやっているわけですね。そこで、なぜそこで委員さんが議論とかいろいろ唱える価値は十分あると思うんです。

それで、私としたり、委員に所属してませんので、できれば反対するよりも委員会での議論を反映して付託された案件、早急に決定するのじゃなくして、この問題を継続審議してはどうかと、閉会中の継続審議の手続もできるんですね。そういうもろもろのこの意見がなかったのが私は残念に思ってね。

ということでいろいろ資料を見てもみますと、今回、事業委員会が決定された指定管理者の賛同については私個人的に疑義を感じていますので、何らかの方法で委員会運営をされていたら、私もその方向性について賛同していたかもわかりません。

しかし、今日の委員長報告の結果を踏まえたら、ほかの2名の委員の意見も尊重すべきと。他の委員のこと言ってますよ。これ、附箋つけているのは2名の議員の意見ですよ。これをなぜ反映せえへんのかと。説明できへんのか。ここが私、残念でならんわけですね。

委員であつたら言いますけども、委員でないから場外ですので言えません。

ということで、これは賛同すべき立場でない判断しましたので、やっぱり、この委員会の運営について何らかの方法はなかったのかなという意見も唱えて私の反対意見として述べ

ときます。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。松尾 匡君、賛成ですか、反対ですか。

○松尾 匡議員 賛成です。

○道工晴久議長 どうぞ。

○松尾 匡議員 田島議員から反対討論があったと思います。

その中の委員の中の私1人だと思っんですけども、ここで私の意思の表示をしておきたいなと思っしたので、賛成討論とさせていただきます。

委員会の中では賛成討論を打たしていただきましたとおり、私は今回の指定管理者認定審査委員会の意見を今回は尊重したいなと思っます。

しかし、私の意見としては、今後、5年、10年のスパンでまた公募というか、指定管理者の指定が行われるということですので、本来であれば公の施設なわけですね。公の施設というのは、やはり公の募集をすべきではないかなと、こう私は思っっておりまして、そこで、結果的に今回の事業者が手を挙げられて、そしてほかの事業者も手を挙げられて、その中で選定されて比較検討されて結果こうであったということであれば、住民さんもそうですし、誰が見ても納得できることになるのではないかなと私は思っしておりますので、意見として、今後、5年、10年先はできれば公募にさせていただきたいなと、こう表明させていただきますとさせていただきます。

○道工晴久議長 他にございませんか。

ないようですので、これで討論を終わります。

これより、議案第77号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○道工晴久議長 起立多数であります。よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第78号「岬町立アップル館の指定管理者の指定の件」について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。

これより、議案第78号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

以上で、三常任委員会に付託いたしました案件は全て議決されました。

各委員長さん、委員の皆さん、本当にご苦労様でございました。

○道工晴久議長 日程第2、議案第79号「平成29年度岬町一般会計補正予算（第6次）の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。財政改革部長、四至本直秀君。

○四至本財政改革部長 日程第2、議案第79号、平成29年度岬町一般会計補正予算（第6次）の件につきまして、その概要をご説明いたします。

今般の補正につきましては、去る12月8日の特別国会におきまして本年8月の人事院勧告を反映した国家公務員にかかる給与法及び退職手当法の改正がなされたことに伴い本町においても国の改正法律に準じた給与及び退職手当の支給を実施するための予算編成を行うものでございます。

それでは、議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ213万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億9,438万1,000円とするものでございます。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。

2ページの第1表歳入歳出予算補正をご参照願います。なお、詳細につきましては8ページ、9ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

繰入金につきましては、本補正予算編成に伴う必要な財源といたしまして財政調整基金繰入金213万1,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、10ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照願います。

本補正予算につきましては、先ほどご説明いたしました人事院勧告に基づく国の給与法及び退職手当法の改正に準じた職員給与費の給料、議員期末手当、一般職退職手当を含む職員手当等、共済費に係る予算につきまして必要な調整を行っており、給与表の水準の引き上げ等により給料等において844万円の増額となる一方、退職手当につきましては調整率の引き下げ等により630万9,000円の減額となり、全体では213万1,000円の増額となっております。

議会費につきましては、職員給与費、議員期末手当の合計で55万2,000円を計上い

たしております。

総務費につきましては、職員給与費の増額と退職手当の減額により合計で391万円を減額計上いたしております。

民生費につきましては、職員給与費のほか、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計で支弁する職員給与費に係る繰出金を合計で284万9,000円を計上いたしております。

衛生費につきましては、職員給与費46万3,000円を計上いたしております。

農林水産業費につきましては、職員給与費16万5,000円を計上いたしております。

商工費につきましては、職員給与費15万円を計上いたしております。

土木費につきましては、職員給与費のほか下水道特別会計で支弁する職員給与費に係る繰出金を合計で84万9,000円を計上いたしております。

教育費につきましては、職員給与費101万3,000円を計上いたしております。

以上が補正予算の概要でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。和田勝弘君。

○和田勝弘議員 説明でちょっとわかったんですけど、聞き漏らしたんですけど、退職手当630万円という額が出ていますが、国からの何で仕方がないんだと思うんですけど、ちょっと大きすぎると思うので、これはやっぱり何名というのか、なっているのか、もうちょっと詳しい説明をお願いします。

○道工晴久議長 町長公室長、保井太郎君。

○保井町長公室長 説明いたします。

平成29年度現在見込まれている退職者につきましては、定年が9人、それから自己都合が3人となっております、そのうち12人が退職手当の対象となりまして、平均で70万円ほどの減額計算になる見込みでございます。

○道工晴久議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 国のことであるので仕方がないと思うんですけど、70万円というのは退職でやっぱり大きいと思うんですけど、これはどうにもならないことになるのかな。

○道工晴久議長 町長公室長、保井太郎君。

○保井町長公室長 お答えいたします。

岬町といたしましては、人事院勧告とか退職手当法につきましては、国に準拠していくということが基本的なことと考えておりまして、地方公務員法の給与決定が地方公務員法第24条におきまして、職員の給与は国や他の地方公共団体、民間事業の従事者の給与などを考

慮して定めなければならないと規定されております。

その上で、国家公務員の人事院勧告に準じた給与決定を行っているということは町として必要であると考えております。

大変、議員がおっしゃるとおり心苦しいところはあるといたしましても、国に準拠していくということがまず必要ではないかと考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○道工晴久議長 他にございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 説明の中で、人事院勧告を反映した給与法や退職手当法を反映しているということがありました。

それで、今の説明の中でも岬町としては国に準拠した形で運用しているというご説明でありましたが、人事院勧告と申しますのは、ご承知のとおり労働基本権が制約されているという公務員の実情があるもとの代償機能ということでありまして、機械的に必ずしも従わなくてはならないということではないというように理解しております。

今回、人事院勧告に基づいて改定を岬町としても行うということでありましたが、労働組合との話し合いについてはいかがであったかお尋ねをしたいと思います。

○道工晴久議長 町長公室長、保井太郎君。

○保井町長公室長 最初に、岬町の人事院勧告の立場でございますけれども、労働基本権制約の代償措置として理解しております。

また、職員に対し社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するというものでございます。

人事院勧告は、国家公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準を均衡させること、民間準拠を基本としております。

したがって、民間企業との正当な比較に基づき国家公務員についてなされる人事院勧告に準じた給与決定を行うことが地方公務員法の法の趣旨にかなうものと考えているところでございます。

組合との協議でございますが、岬町におきましては職員団体と労働組合、二つの団体があるわけございまして、労働組合の経過につきましては平成29年11月27日に協議を始めておりまして、ただ、国会のほうの議案の成立が12月8日ということでございましたので、職員団体につきましては12月13日に協議をし、また労働組合につきましては12月20日に協議しているところでございます。

職員団体とは13日に合意し、労働組合については退職手当分に関して納得をしてもらえませんでした。上程についてはやむを得ないというような形での状況というように理解しているところでございます。

○道工晴久議長 中原君、よろしいですか。

○中原 晶議員 はい。

○道工晴久議長 他にございませんか。ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。竹原伸晃君。賛成ですか、反対ですか。

○道工晴久議長 反対の方ございませんか。ないようですので、竹原伸晃君、どうぞ。

○竹原伸晃議員 賛成の立場といたしますか、この議案第79号につきまして、一部反対のところがあっても、全体を見ると、執行すべきものであるといったことから賛成の立場を取らせて、一部反対というのは後ほど議案第84号、議会議員の報酬のところで説明をさせていただきます。

今回、一つが反対だから全部が反対というのではなしに、苦しい立場ですけれども、賛成とさせていただきます。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。中原 晶君。賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 賛成です。

○道工晴久議長 どうぞ。

○中原 晶議員 議案第79号、平成29年度岬町一般会計補正予算（第6次）の件について、総合的な判断をさせていただき、賛同したい旨をお伝えしたいと思います。

先ほど、質問をさせていただき、答弁の中で人事院勧告についての考え方、官民格差についてご説明をいただきました。

その点については、私自身は異論があります。

というのは、官民格差の調査をする対象である民間企業が限定されるというところがございますので、それを単純にストレートにその調査の結果を見て人事院勧告として正確なもの、実態に応じたものというように単純に見るべきではないという考え方が私の考え方でありますので、その点については異論がございますが、今回の提案については一部私自身も認めがたいところもございますが、多くは一般職への支給額の引き上げが反映されたものでございます。

たとえわずかではあっても賃上げによる景気回復につながる可能性があるという点があると考えております。

貧困と格差が拡大をし、岬町独自として給与カットが行われているもとでありますので、今回の引き上げでは十分とは言えないまでも、職員の皆さんの職務への意欲を喚起し、住民サービスの拡充につながるものと期待をして賛同するものであります。

ちなみに、また後ほど申し上げたいと思いますが、今回の一般会計補正予算（第6次）の中に反映をされております議員、特別職の一時金の引き上げ及び退職手当の引き下げについ

ては異論があることもこの場をお借りして申し添えておきたいと思えます。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。

ないようですので、これで討論を終わります。

これより、議案第79号「平成29年度岬町一般会計補正予算（第6次）の件」を起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

○道工晴久議長 日程第3、議案第80号「平成29年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第3次）の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程第3、議案第80号、平成29年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第3次）の件につきましてご説明いたします。

本補正予算につきましては、人事院勧告の実施に伴い、必要となる職員給与費について編成いたしております。

議案書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ14万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億5,964万3,000円とするものでございます。

歳入予算の概要についてご説明いたします。議案書2ページ、第1表歳入歳出予算補正をご参照ください。なお、詳細につきましては7ページ、8ページに記載をいたしておりますので、あわせてごらんください。

歳入につきましては、繰入金、他会計繰入金において本特別会計で支弁する職員給与費に対する一般会計からの職員給与費等繰入金14万2,000円を計上いたしております。

続きまして、歳出予算の概要についてご説明いたします。

議案書は3ページを、詳細につきましては9ページ、10ページをあわせてごらんください。

歳出につきましては、総務費、総務管理費において人事院勧告の実施に伴う職員給与費14万2,000円を計上いたしております。

以上が補正予算の概要でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第80号「平成29年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第3次)の件」を起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

○道工晴久議長 日程第4、議案第81号「平成29年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第3次)の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 日程第4、議案第81号、平成29年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第3次)の件についてご説明させていただきます。

今般の補正予算につきましては、人事院勧告の内容を反映した国家公務員に係る給与法の改正がなされたことに伴い、これを受けて本町においても国の支給水準に準じて実施するための予算を編成いたしてございます。

それでは、議案書の1ページを参照願います。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ15万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,458万5,000円とするものでございます。

まず、歳入予算につきましてご説明させていただきます。

2ページの第1表、歳入歳出予算補正をご参照願います。なお、詳細につきましては7ページ、8ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

繰入金、一般会計繰入金といたしまして、本補正予算編成に伴う必要な財源といたしまして、一般会計繰入金15万円を増額し、3億1,167万5,000円とするものでございます。

次に、歳出予算につきましてご説明させていただきます。

3ページを参照願います。なお、詳細につきましては9ページ、10ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

総務費、下水道総務費といたしましては、先ほどご説明いたしました人事院勧告に伴う職員給与費の給料、職員手当等共済費に係る予算について必要な調整を行い、9万4,000円を増額し、1億1,282万9,000円とするものでございます。

次に、事業費、下水道事業費といたしましても同様に、人事院勧告に伴う職員給与費の給料、職員等手当等共済費に係る予算について必要な調整を行い5万6,000円を増額し、7,040万7,000円とするものでございます。

以上が補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第81号「平成29年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第3次)の件」を起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

○道工晴久議長 日程第5、議案第82号「平成29年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3次)の件」の議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程第5、議案第82号、平成29年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3次)の件につきましてご説明いたします。

本補正予算につきましては、人事院勧告の実施に伴い必要となる職員給与費について編成いたしております。

議案書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ24万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億3,126万1,000円とするものでございます。

歳入予算の概要につきましてご説明いたします。

議案書2ページの第1表、歳入歳出予算補正をご参照ください。なお、詳細につきましては7ページから10ページに記載しておりますので、あわせてご参照をお願いします。

歳入予算につきましては、歳出予算の総務費及び地域支援事業費に計上いたしております職員給与費を介護保険制度に基づく負担割合に応じて算定した額を計上いたしており、保険料、介護保険料として1号被保険者保険料2万2,000円、国庫支出金、国庫補助金として地域支援事業交付金2万9,000円、支払基金交付金として地域支援事業支援交付金1万2,000円、府支出金、府補助金として地域支援事業交付金1万5,000円、繰入金、一般会計繰入金として地域支援事業繰入金1万5,000円及びその他繰入金15万円の合計16万5,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。議案書の3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、11ページ、12ページに記載をいたしておりますので、あわせてごらんください。

まず、総務費、総務管理費につきましては、人事院勧告の実施に伴い必要となる職員給与費として15万円を計上いたしております。

地域支援事業費、一般介護予防事業費の4万6,000円及び次の包括的支援事業、任意事業費4万7,000円につきましても同じく人事院勧告の実施に伴う職員給与費を計上しているものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第82号「平成29年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3次）の件」を起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

○道工晴久議長 日程第6、議案第83号「平成29年度岬町水道事業会計補正予算（第3次）の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。水道事業理事、鶴久森 敦君。

○鶴久森水道事業理事 日程第6、議案第83号、平成29年度岬町水道事業会計補正予算（第3次）の件についてご説明いたします。

今般の補正予算につきましては、平成29年度の人事院勧告に基づく職員給与費等の調整を行うものでございます。

予算書の1ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、2ページから3ページに記載されておりますので、あわせてご参照願います。

第2条の収益的支出では、水道事業費用のうち営業費用について28万2,000円の増額であります。内訳としましては、人事院勧告に基づく職員の給与費等を増額するものです。

第3条では、議会の議決を経なければ流用できない経費を定めており、今回の収益的支出における職員給与費の総額を5,727万2,000円から5,755万4,000円に改めるものでございます。

以上が平成29年度岬町水道事業会計補正予算（第3次）の概要でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。和田勝弘君。

○和田勝弘議員 今の説明の中で、やっぱり説明してもらうのに何名と言うのか、そこまで言ってもらわないと、これは何名分になるんですかな。

○道工晴久議長 水道事業理事、鶴久森 敦君。

○鶴久森水道事業理事 職員の数でございます。

正職員が5名でございまして、再任用者1名、合わせて6名でございます。

○道工晴久議長 よろしいですか。他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第83号「平成29年度岬町水道事業会計補正予算（第3次）の件」を起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

○道工晴久議長 日程第7、議案第84号「岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。まちづくり戦略室長、保井太郎君。

○保井まちづくり戦略室長 日程第7、議案第84号、岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件につきましてご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律の改正に準じ本条例に所要の改正を行うものであります。

本条例の改正内容につきましては、議案書とともに配付しております説明資料、一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正の概要に沿ってご説明させていただきます。

また、お手元の議案書、新旧対照表もご参照ください。

では、概要資料の表面の上段、①岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の部分をごらんください。

改正内容は期末手当の支給月数の引き上げ0.1月でございます。

一覧表に基づいて説明いたします。

表は3段で示しております。上段は現行、中段は平成29年12月期、下段は平成30年6月以降の議会議員の期末手当の支給月数を示しております。

現行は6月期に2.05月、12月期に2.2月、合わせて4.25月の支給でございます。

平成29年12月期では、6月期は済んでおりますので人事院勧告に準じ、0.1月分を12月期に加え、12月期は2.3月、計で4.35月の支給となります。

次に下段、平成30年6月期以降をごらんください。6月期は2.1月、12月は2.25月として、計で4.35月の支給となります。

最後に附則の内容でございます。

附則第1項は、公布の日から施行と規定しておりますが、先ほどの内容を踏まえまして、

第2条については平成30年4月1日からの施行としております。

また、附則第2項は、今年度の12月期に改正の支給割合で支給できるよう、期末手当の支給基準である平成29年12月1日に遡及して適用できるよう規定するものでございます。

附則第3項につきましては、期末手当の内払い規定、改正前の現行割合で支給された期末手当は内払い、部分払いとみなし、差額精算できるよう規定するものでございます。

改正内容の説明は以上でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 今回、議会議員の報酬及び費用弁償ということでご提案ありますが、これは近隣の自治体でも同じように提案をされているものなのかどうなのか、参考までにお聞きをしたいと思っております。

○道工晴久議長 まちづくり戦略室長、保井太郎君。

○保井まちづくり戦略室長 お答えいたします。

詳しい状況につきましては、今、把握はしてないところでございますけども、会議の場では提案をするというような情報がおおむねの状況であると理解しております。

○道工晴久議長 よろしいですか、中原 晶君。他にございませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。竹原伸晃君。賛成ですか、反対ですか。

○竹原伸晃議員 反対でございます。

○道工晴久議長 どうぞ。

○竹原伸晃議員 大阪維新の会の竹原です。

議案第84号、岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件に反対の立場で討論に加わらせていただきます。

立場としましては、党所属ということなんですけども、次に出る議案、その次に出る議案、本町職員並びに特別職におきましては既に財政協力上、給与カット等が実施されており、かなり給与等抑制されているというのが周知の事実で、そんな中、議会議員に関しては一昨年よりカットがない状況で、このタイミングで議会議員の報酬アップは町民の理解を得ると考えにくいということです。

特に、私が地元で活動している商工会のメンバー、一緒に活動しているメンバーにおいては社長並びに後継者ということで人を雇用する立場でございます。

そういう方々に景気判断をお願いすると、景気がよくなっていますかということをお聞きす

ると、やはりどういう影響かな、人を雇用するに当たって、今、人材不足で、お金を出しても人が集まらない、多額の人件費がかかって店を閉めざるを得んのだといった意見も聞きます。

そんな中で、まだまだ岬町の景気がよくなっていると考えにくい。人事院勧告とはまた別なんですけどね、そういった視点においても、まだ議員報酬のアップには賛同できないという立場でございます。

○道工晴久議長 他にございませんか。中原 晶君。賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 反対です。

○道工晴久議長 どうぞ。

○中原 晶議員 議案第84号、岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件について、反対の立場から討論を行います。

議員の報酬につきましては、住民の理解が得られるということが必要であると考えるものであり、住民的な議論を経ずに人事院勧告に基づいてという機械的な対応で引き上げることは賛同しかねるものであります。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで討論を終わります。

これより、議案第84号「岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件」を起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○道工晴久議長 起立多数であります。よって、議案第84号は可決されました。

お諮りいたします。暫時休憩したいと思います。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 13時まで休憩させていただきます。

(午前12時04分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○道工晴久議長 休憩前に続きまして、会議を開きます。

先ほどの理事者の答弁の中で、一部修正をしたいという旨の申し出がございますので、修正を許可したいと思います。まちづくり戦略室長、保井太郎君。

○保井まちづくり戦略室長 私の答弁の中で数字の誤りがございましたので、訂正させていた

できます。

対象者につきましては、定年が9人、自己都合が3名でございまして、今回の退職手当の関係で影響する職員は9名でございます。

おおむね70万円ということで、私は12人で説明したと思いますので、それは間違っておりましたので訂正させていただきます。ご迷惑かけました。

○道工晴久議長 日程第8、議案第85号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。まちづくり戦略室長、保井太郎君。

○保井まちづくり戦略室長 日程第8、議案第85号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件につきまして、ご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律の改正に準じ、本条例に所要の改正を行うものであります。

改正内容は、先ほどの岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正と同じく、平成29年人事院勧告に基づく法律の改正に準じ特別職の期末手当の支給月数を改定するものでございます。

本条例の改正内容につきましては、議案書とともに配付している説明資料、一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正の概要に沿ってご説明させていただきます。

また、お手元の議案書、新旧対照表もご参照ください。

では、概要資料表面の下段②特別職、町長、副町長、教育長の職員の給与に関する条例の一部改正の部分をごらんください。

改正内容は期末手当の支給月数の引き上げ0.1月でございます。

一覧表に基づいてご説明いたします。

現行は6月期に2.05月、12月期に2.2月、合わせて4.25月の支給です。

平成29年12月期では、6月支給は済んでおりますので、人事院勧告に準じ0.1月を12月期に加え、12月期は2.3月、計で4.35月の支給となります。

次に、下段、平成30年6月期以降をごらんください。

6月期は2.1月、12月は2.25月として、計4.35月の支給となります。

最後に、附則の内容です。附則第1項は、公布の日から施行と規定しておりますが、先ほどの内容を踏まえまして第2条につきましては平成30年4月1日からの施行としております。

附則第2項は、今年度の12月期に改正後の支給月数で支給できるよう期末手当の支給基

準日である平成29年12月1日に遡及して適用できるよう規定するものでございます。

附則第3項は、期末手当の内払い規定です。改正前の現行月数で支給された期末手当は内払い、部分払い等とみなし、精算できるようにする規定でございます。

改正内容の説明は以上でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第85号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」を起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○道工晴久議長 起立多数であります。よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

○道工晴久議長 日程第9、議案第86号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。まちづくり戦略室長、保井太郎君。

○保井まちづくり戦略室長 日程第9、議案第86号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件につきましてご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律の改正に準じ、本条例に所要の改正を行うものであります。

先ほどの概要資料に沿ってご説明させていただきます。

概要資料の裏面、2ページをごらんください。

お手元の議案書、新旧対照表もご参照ください。

改正内容は勤勉手当の支給月数の引き上げ、正職員0.1月、再任用職員0.05月と月例給に関しましては平均改定率0.2%の引き上げ、若年層は1,000円程度、その他は400円の引き上げを基本とするものでございます。

次に、一覧表が二つございます。これは勤勉手当の改正を説明するものでございまして、

上段が正職員、下段が再任用職員の期末勤勉手当合計の支給月数を示しております。

まず、上段、正職員の方の勤勉手当ですが、現行では6月期、12月期とも0.85月で1.7月、期末手当を合わせますと合計で4.3月の支給となっております。

平成29年12月期では一般職の職員の給与に関する法律の改正に準じ、今年度から勤勉手当に0.1月を加えるため、12月期の勤勉手当は0.95月、計1.8月。期末手当を合わせますと合計で4.3月の支給とするものでございます。

平成30年6月期以降では、勤勉手当の支給月数を6月期は0.90月、12月期も0.90月とするもので、計1.8月。期末手当を合わせますと、合計で4.3月の支給とするものでございます。

次に、再任用職員でございます。下段の一覧表をごらんください。

再任用職員に関しましては、勤勉手当の支給月数は0.05月の引き上げ勧告になっております。現行では6月期、12月期とも0.4月で計0.8月、期末手当を合わせますと賞与全体で2.25月の支給となっております。

平成29年12月期では、勤勉手当に0.05月を加えるため、12月期の勤勉手当は0.45月、計0.85月、期末手当を合わせますと合計で2.3月分の支給とするものです。

平成30年6月期以降では、勤勉手当の支給月数を6月期は0.425月、12月期も0.425月とするもので、計0.85月。期末手当を合わせますと、合計で2.3月の支給とするものです。

次に、月例給付分に関してでございます。平成29年4月1日に遡及適用する内容の条例改正になっております。

一般職及び教育職給料表を一新するものでございます。これが別表第1と別表第2の改正となります。

内容は、平均0.2%引き上げで、世代間の給与配分の見直しの観点から若年層に重点を置いた形の給料表の改定となります。

次に、その他改正内容についてご説明いたします。

まず、新旧対照表の最初にあります第1条関係、附則第25項の内容は平成26年度人勧時に設けられました55歳以上の職員の給与の1.5%減額に関するものでございます。

この1.5%減額は、勤勉手当の計算にも及びますので、改正条例第1条で勤勉手当の支給月数の改正に合わせて計算することを規定しているものでございます。

この55歳以上の職員の給与の1.5%減額に関しては、平成30年3月31日までの時限措置となっております。第2条関係で附則第22項から第25項までの部分を削ることとしております。

最後になりますが、附則についてご説明いたします。

改正条例附則第1項から第3項に関する部分でございます。

まず、附則第1項としまして、この条例は公布の日から施行する。

ただし、第2条の関係、つまり勤勉手当の月数の均等、再配分、また55歳以上の1.5%減額の廃止に係る規定は平成30年4月1日の施行としております。

附則第2項といたしましては、第1条部分、つまり月例給の給与表の改定、賞与の改定につきましては平成29年4月1日に遡及適用内容となっております。

附則第3項は、内払い規定でございますので、本議会で議決賜りましたら条例公布適用を残額として支給するものでございます。

改正内容の説明は以上でございます。

先ほどの説明の中におきまして、正職員の平成29年12月期の合計におきまして、正しくは4.40月、また平成30年6月期以降の合計につきましても4.40月と訂正させていただきます。

改正内容の説明は以上でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第86号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」を起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

○道工晴久議長 日程第10、議案第87号「職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。まちづくり戦略室長、保井太郎君。

○保井まちづくり戦略室長 日程第10、議案第87号、職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する件についてご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のために、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の改正に準じ、本条例に所要の改正を行うものがあります。

改正内容といたしましては、退職手当の官民均衡を図るため、職員の退職金を計算する際の調整率を引き下げるものです。

国はおおむね5年ごとに官民の退職金の支給状況に関する人事院の調査結果に基づいて公務員の退職手当の水準見直しをしております。

人事院がことし4月に公表した調査結果では、国家公務員の退職手当は民間より平均78万1,000円上回っておりました。その官民較差の解消のために人勧の給与改定法案と同じく退職手当改正法案も審議され、可決されたところでございます。

退職手当の計算は、月給や退職理由、勤続年数に応じた額に、官民均衡を図るために導入されている調整率を乗じて基本額を算出しております。

本条例改正案も国家公務員に退職手当法の一部改正に準じ調整率を引き下げるものであります。

調整率は全ての退職者に一律に係るもので、国家公務員の退職手当法の改正に準じて原則100分の87から100分の83.7に引き下げることになります。

これにより、本町職員の定年退職での退職金は、約70万円引き下げとなります。

それでは、改正条文をご説明いたします。

お手元の議案書裏面及び新旧対照表をご参照ください。

改正内容としましては、第1条では職員の退職手当に対する条例の一部を改正する条例(昭和38年岬町条例第4号)の一部を改正するものでございます。

調整率について、附則第8項中100分の87を100分の83.7に改めるものでございます。

次に、第2表は、同じく職員の退職手当に関する条例の一部改正する条例(昭和48年岬町条例第32号)の一部を改正するもので、先ほどと同様に調整率を附則第3項中100分の87を100分の83.7に改めるものでございます。

次に、第3条といたしまして、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年岬町条例第6号)の一部を改正するもので、附則第2項中100分の87を100分の83.7に改め、104分の87を104分の83.7に改めるものでございます。

この104分の83.7については勤続年数20年以上42年以下で公務災害等による退職に関して適用する内容でございます。

最後に附則といたしまして、施行日に関しまして法律改正に準じて平成30年1月1日か

らとしております。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。中原 晶君。賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 反対です。

○道工晴久議長 中原 晶君、どうぞ。

○中原 晶議員 議案第87号、職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する件について、反対の立場で討論に参加します。

先ほどの説明でもあったとおり、平均して1人当たりの退職金はおよそ70万円の減額となるということでありました。

これでは、生活設計を損ないかねないものと言わざるを得ません。

アベノミクスの失敗が明らかになり、貧困と格差が拡大するもとので、景気の回復にも逆行するものであると考えるものであります。

また、さきの議案第79号におきまして、職員団体や組合との話し合いの状況をご報告いただいたところでありましたが、職員団体とは合意に達したとのことでありまして、その事柄につきましても尊重すべきかとも考えるものですが、労働組合とは協議の末、合意には至らなかったというご報告をいただいたところで、反対する立場を表明するものであります。

○道工晴久議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで討論を終わります。

これより、議案第87号「職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する件」を起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○道工晴久議長 起立多数であります。よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

○道工晴久議長 日程第11、議員提出議案第5号「道路整備の推進に必要な財源の総額確保を求める意見書」を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。岬町議会議員、坂原正勝君。

○坂原正勝議員 ただいま議長の許可を得ましたので、議員提出議案第5号、道路整備の推進に必要な財源の総額確保を求める意見書を会議規則第14条、第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

提出者 坂原正勝

賛成者は次のとおりです。

敬称を略させていただきます。

賛成者 反保多喜男

辻下 正純

小川日出夫

奥野 学

松尾 匡

和田 勝弘

田島 乾正

竹原 伸晃

以上であります。

趣旨説明は朗読によりかえさせていただきます。

道路整備の推進に必要な財源の総額確保を求める意見書（案）

道路は、地域経済の活性化や持続的な成長を促進し、地域の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守るライフラインとして機能し、地域活性化の推進に不可欠な社会資本である。

道路の整備については、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の規程により平成29年度までの時限措置として補助率等が嵩上げされており、今後も着実に整備を推進する上で、財源の確保は不可欠である。

この補助率の嵩上げ措置の廃止は、道路事業費の縮減や地方財政負担の増加をもたらし、道路整備の遅滞を招くことで、地方創生や人口減少に全力を挙げて取り組んでいる地方自治体への影響は深刻かつ重大なものとなる。

本町では、府道752号線及び第二阪和国道と町道畑山線を相互に結ぶ地域緊急交通路である町道海岸連絡線の整備や、道路の安全性を確保する上で、計画的な橋梁の老朽化対策、町道の舗装修繕など、道路整備財源の確保が課題となっている。

また、本年4月1日に第二阪和国道が地域高規格道路として、大阪から和歌山にかけて全線供用開始しましたが、阪南市自然田から和歌山市大谷の区間が暫定2車線で供用開始となっている。この区間において交通渋滞等が見受けられ、災害発生時の避難や緊急車両の円滑

な走行及び関西国際空港へのアクセス向上のほか、地元観光施設への重要なアクセスの役割を担っていることから、早期4車線化の実現を望む。

よって、本町議会は国に対して迅速かつ着実に必要な道路整備や適切な維持管理を推進するため、下記の事項について特段の配慮を強く要望する。

記

1. 広域的な地域間連携や、交流人口の拡大、物流の効率化など地域活性化を推進するために必要な道路整備や適切な維持管理を着実かつ計画的に実施できるよう、平成30年度予算及び29年度補正予算の総額を安定的かつ十分に確保すること。

2. 道路財特法の補助率等の嵩上げ措置については、平成30年度以降も現行制度の継続を基本に、地方公共団体の財政力に配慮した引き上げ措置を講ずること。

3. 第二阪和国道の4車線化の早期実現。

平成29年12月22日

大阪府泉南郡岬町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、内閣官房長官

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○道工晴久議長 これをもって趣旨説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。中原 晶君。賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 賛成します。

○道工晴久議長 反対の方、ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 それでは、中原 晶君。

○中原 晶議員 議員提出議案第5号、道路整備の推進に必要な財源の総額確保を求める意見書に対して、賛同する立場で意見も申し添えたいと思います。

道路整備につきましては、全国の事例の中には高速道路や高規格道路の建設において不要不急の大型公共事業への税金投入と見受けられる実態があるものと認識をしております。

しかしながら、本町においては提案説明にあったとおり、計画的な橋梁の老朽化対策、町道舗装の修繕など生活道路の維持管理の財源として活用されていることから賛同する立場であります。

なお、3点目に挙げておられる第二阪和国道の4車線化の早期実現については阪南市域での渋滞等については私も経験がございますが、現時点での必要性については疑問の余地がないとは言えないと考えるものでありますが、この場であえて反対するものではないということをし添えたいと思います。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで討論を終わります。

これより、議員提出議案第5号を起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議員提出議案第5号は原案のとおり可決されました。

○道工晴久議長 日程第12、議員提出議案第6号「大阪広域水道企業団の議員定数等に関する意見書」を議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。岬町議会議員、中原 晶君。

○中原 晶議員 議員提出議案第6号、大阪広域水道企業団の議員定数等に関する意見書を会議規則第14条、第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出いたします。

提案者は私、中原 晶。

賛成者は次のとおりです。

敬称を略させていただきます。

賛成者 岬町議会議員 竹原伸晃

奥野 学

辻下正純

以上であります。

趣旨説明は朗読によりかえさせていただきます。

大阪広域水道企業団の議員定数等に関する意見書(案)

大阪広域水道企業団の議員定数については、同企業団議会において、議員定数を30人とする案に対して、構成団体全ての合意が得られていない状況にある。

この案では、水道事業の経営を統合した団体からそれぞれ1人を選出する水道事業割の定数配分も廃止されるため、現在、企業団への経営統合の協議を進めている本町からも、常時議員が参画できなくなる。

少なくない市町村から、42の構成団体全てに議席配分を求める意見があり、企業団の設立趣意にも、「より住民に近い市町村が用水供給事業を担うことで、自ら経営・事業計画、料金を決定」することの重要性や、「市町村が一丸となって事業開始する」ことがうたわれている。このことから、府下の構成団体全ての議席配分が必要である。

あくまで、「行政組織のスリム化・効率化」を求めるのであれば、少なくとも経営を統合する団体から各1名の議員を選出することを強く求めるものである。

さらに、企業団規約の改定においては、七つの経営統合と議員定数とを分割し、議員定数については全体の合意を得て提案することをあわせて求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

2017年12月22日

大阪府泉南郡岬町議会

提出先は大阪広域水道企業団でございます。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○道工晴久議長 ご苦労さんでした。

これをもって趣旨説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。竹原伸晃君。賛成ですか、反対ですか。

○竹原伸晃議員 賛成です。

○道工晴久議長 反対の方、ございませんか。では、竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 大阪広域水道企業団の議員定数に関する意見書について、賛成の立場で討論に加わらせていただきます。

まずもって、そもそも大阪広域水道企業団というのは何をやるものかということで、やはり府下の水道を一元化するというのが大目標であったと思います。

平成22年に当時の知事である橋下知事が大阪府以下府と市の水道を一本化するために打ち上げた計画で、それを府議団は賛成だけど、市議団が反対して現在40人の構成団体、大阪府下に43市町村あるうちの大阪市を除いた構成団体ということで進んでいると。

現在、トップは堺市の市長が務めていると聞いております。

その中で、まずもって小さなまちを切り捨てるような、こういうような施策というのが見えてきます。

というのは、30人の定数というのも各市町30の市町村から来るのかといたらそうで

はなく、大きな市からは3人、5人とかいう計画があると。それでは、私たちのまちの意見は誰が言うんですかという話ですよ。

隣のまちの選出された市議会議員さんがかわりに岬町の話をしてくれるか、とても考えにくいと思います。

そこで、まず大阪の府議会議員さんが全エリアをカバーしている方々がもっと頑張っていたきたいなという意見もあるんですけども、そこに移行するまで水道企業団がきちっと機能するまで、やはり岬町の意見をがっと言える、管理者もそうですけども、議員が必ず1名必要だということを強く主張したいなと思います。

以上の立場から賛成討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○道工晴久議長 今、1市から3人、5人という話ございましたが、3名が最高でございますので、5人はございませんので。

他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようでございますので、これで討論を終わります。

これより、議員提出議案第6号を起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議員提出議案第6号は原案のとおり可決されました。

以上をもって今期定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

以上で、本日の会議を閉じます。

これをもって平成29年第4回岬町議会定例会を閉会します。

慎重審議ありがとうございました。

(午後 1時31分 閉会)

以上の記録が本町議会第4回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成29年12月22日

岬町議会

議 長 道 工 晴 久

議 員 竹 原 伸 晃

議 員 小 川 日 出 夫